

申告フローチャート

スタート

令和8年1月1日現在、笠松町にお住まいでしたか？

いいえ

笠松町への申告は必要ありません。令和8年1月1日に居住していた市区町村へお問い合わせください。

はい

令和7年1月1日から12月31日までの間に、何か収入がありましたか？

いいえ

町民税・県民税の申告が必要です。(ただし、どなたかに扶養されている場合は必要ありません。)

【ご注意ください】
未申告の場合は、所得証明、課税(非課税)証明等の発行ができません。また、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、各種医療助成制度等の区分判定等に影響を及ぼす場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

はい

収入は非課税収入のみですか？
※非課税収入とは、遺族年金、障がい年金、雇用保険などのことです。

はい

町民税・県民税の申告が必要です。

いいえ

税務署に「所得税の確定申告書」を提出しますか？

はい

税務署から町に課税資料が送付されますので、町民税・県民税の申告は必要ありません。

いいえ

給与収入がある方

公的年金等収入がある方

営業、農業、不動産、雑所得(業務、その他)、一時所得などがある方

会社の給与以外に所得がありましたか？

はい

はい

公的年金等以外に所得がありましたか？

いいえ

町民税・県民税の申告が必要です。

町民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、年末調整されていない控除を受けようとする方は申告が必要です。

次の①②のどちらにも該当しますか？
① 昭和36年1月1日以前生まれ(65歳以上)
② 公的年金等収入が148万円以下

はい

扶養親族がありますか？

いいえ

はい

年金の「扶養親族等申告書」(日本年金機構などへ提出)で、扶養親族及び寡婦、障がいなどについて申告しましたか？

医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除などの控除を申告しますか？

はい

いいえ

いいえ

町民税・県民税の申告が必要です。

町民税・県民税の申告は必要ありません。

収入が公的年金のみで400万円以下の方へ

前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、生命保険料控除、年金から引かれていない保険料に係る社会保険料控除など)を受けようとする場合は、町民税・県民税の申告が必要です。